

ギ酸を有効成分とする飼料添加物（水酸化ナトリウム混和製剤）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年11月24日～令和4年12月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>あまり許容に賛成ではない。 部分的に許容するとして、搾乳や屠殺の生産前2週程度は与えない期間を設けるのが望ましいと考える。(齧歯類や反芻動物等の種以外のヒト含む多くの動物はギ酸代謝能が低く(一度まで蓄積すると思われる。)、飼料中ギ酸成分の残留可能性がある。ギ酸は動物組織を傷害するが(試験動物の摂食行動抑制や食道管肥大化はその反応であろう。なお腎臓はともかく肝臓をかなり害する。)、ギ酸が食品に含まれるのは問題あると考える。ギ酸の残留がある食品の常時摂取を行った場合は人により多かれ少なかれ問題が発生すると思われるが、それは避けるべきであるので、出荷前2週程度のギ酸を混ぜた飼料を与えない期間を設けるのが適切と考える。)</p> <p>なお、一応述べておくと、食品工業原材料として産業動物を見る場合はともかく、ギ酸使用は動物の組織を害するので動物愛護には反する事になるものと考え(人間が摂取した場合、なるほど異常所見は出ないであろうが、しかし身体が破壊されているのが分かたりするのである。多くの動物もそうであろうからあまり用いないのが望ましいのではないかと考える。)</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本飼料添加物を「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針(令和3年5月18日食品安全委員会決定)」に基づき評価を行った結果、動物に投与されたギ酸は、水溶液中ではギ酸イオンと水素イオンに解離し、生体内ではそれぞれのイオンの形で吸収され循環するとともに、ギ酸は代謝により酸化され二酸化炭素となり、また、生体内で代謝されなかったギ酸は、尿、糞便又は呼気を介して体外に排泄されるため、動物の生体内には蓄積されず、人が食品を介して飼料添加物由来のギ酸を過剰に摂取することはなく、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。</p> <p>ギ酸を対象動物に投与した安全性試験では、最大推奨添加量以上の量を投与してもおおむね家畜における異常所見はみられませんでした。</p> <p>なお、本製剤は、農林水産省農業資材審議会飼料分科会においても審議がなされ、対象動物に対する安全性が確認されているものです。</p> <p>本飼料添加物の使用に関するご意見は、リスク管理に関係するものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省にお伝えします。</p>

2	<p>「ギ酸」という成分についての評価はされていますが、この飼料（製剤）での試験・評価はされていません。</p> <p>ギ酸自体は体内に蓄積されないというのですが、「飼料の品質の低下の防止」効果があるとしたら、添加飼料を食する動物に影響があるはず。</p> <p>また、評価書の37の参照資料の内、13が申請者の資料というのも、公平性に欠く評価となっていると懸念されます。</p>	<p>本飼料添加物を「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年5月18日食品安全委員会決定）」に基づき評価を行った結果、本製剤を用いた安全性試験は実施されていませんが、ギ酸を対象動物に投与した安全性試験では、最大推奨添加量以上の量を投与してもおおむね家畜における異常所見はみられず、また、本製剤の含有成分について、食品を介して摂取した場合における人への健康影響は無視できる程度と考えたことを踏まえ、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。</p> <p>「飼料の品質の低下防止」効果については、本製剤は、牛の飼料である牧草等を乳酸発酵させたサイレージの品質を長期間維持するためのpH調整剤としての効果に加え、既に使用が認められているアンモニア混和製剤と同様、ギ酸による腐食性がより緩和されていることから、畜産現場において取扱いが更に容易になることが期待されているものです。</p> <p>なお、本製剤は、農林水産省農業資材審議会飼料分科会においても審議がなされ、対象動物に対する安全性が確認されております。</p> <p>参照資料について、食品健康影響評価は、原則として評価要請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見及び海外での評価結果等を踏まえ、資料内容について確認したい又は疑義が生じた場合には、評価要請者に説明や資料の再提出を求めています。</p> <p>また、食品安全委員会の審議において、評価のために必要な科学的知見が不足していると判断された場合には、追加試験の実施や新たなデータを含め評価に必要な知見の提出を評価要請者に求めています。</p>
---	--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。